## 条例の点検・見直しシート

_			作质	戈 年 月	日		平成24	年6月29日	
条例の題名		三重果教科用図書還定書議会委員定数条例	公	布	日	昭和39年3月25日			
条例番号		昭和39年三重県条例第53号	直边	5 改正	日		<b>平成</b> 13 <b>年</b> 3 <b>月</b> 27		
所管部局課		教育委員会事務局小中学校教育課	電	話番	号	059-224-2963			
条例の概要		義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関 き、三重県教科用図書選定書議会の委員に関					条例の 類型	委任型	
視点		項    目		回	答	検討	内 容		
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥良性を有している。			はい		義務教育諸学校の教利 関する法律第11条第3 科書の選定に関して多 ため必要な人数を定め 妥当性を有している。	頃の規定に 様な意見を る必要があ	基づき、教 反映させる 入現在でも	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が められる。			はい		義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に 関する法律第11条第3項の規定に基づき、教 科書の過定に関して多様な意見を反映させる ため必要な人数を定める必要がある。			
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。					三重県教科用図書選及かれている。	官書議会は	毎年度量	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。				ìU				
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱領規定する余地はない。)。			はい		三重県教科用図書通知については、義務教育 無償措置に関する法律 例での規定が必要であ	諸学校の教 第11条第3	科用図書の	
	根拠法令	おがある場合、その法令に抵触していない。		はい		義務教育諸学校の教科 関する法律第11条第3		帳償措置に	
適法性	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれ はない(近年の判例動向に適合している。)。								
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。			はい		教科用図書選定書議会 ては義務教育諸学校の 量に関する法律第11条 することを規定し、実務	数科用図書 第3項により	Fの無償措 20人以内と	
	条例の目	目的と条例に規定する手段との整合が図られている	•	はい					
有効性	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。			はい					
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受け ことはない。			はい					
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支 認められる。			はい		義務教育諸学校の教科 関する法律第11条第33 県教科用図書遺定書記 例で定めているものでる 定を廃止した場合、県の じると考える。	頃の規定に 議会の委員の あり、一部で	基づき三重 D定数を条 あっても規	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。			はい					
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。			はい					
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段 との重複はない。			はい					
公平性	条例の執 る。	丸行に当たって、その効果及びコストの配分は適正	であ	はい					
	条例の執	執行による効果が一部の県民に限られていない。		いいえ	-	三重県教科用図書通りの者のための定数である。			
	条例の勃 い。	丸行に伴うコストの負担が一部の県民に限られてい	な	いいえ	<u>-</u>	三重県教科用図書通知の者のための定数である。	官書議会委員 以、限定的な	しい ら特定 注のであ	

そ	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体と の連携に配慮している。							
の他点検・	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。							
	改正·	理 由	保護者や	記 <b>国民に</b> するため	事開かれる数	項 <b>た教科</b> 4用 <b>図書</b>	見直しに 関する規 定の有無	有効期限 に関する 規定の有 無
見直し結果	廃止の 必要は ない	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必 要がないと考える。	選定審議 表等を加 の意見が う 委員定 名とするこ	えること よりよく こ数を決	で、 仮 反映さ の上	れるよ 限の20	無	無